



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 タカラスタANDARD株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡 辺 岳 夫
(コード番号 7981 東証 第一部)
問合せ先 総務部長 櫻 藤 正 樹
(TEL 06-6962-1500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 141 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社定款におきましては、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、第 32 条（社外監査役の責任免除）を規定しております。

今般、会社法第 427 条の改正により責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第 27 条（取締役の責任免除）を新設し、変更案第 33 条（監査役の責任免除）のとおり規定の一部を変更し、規定の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。

なお、変更案第 27 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線__は、変更部分を示すものであります。）

現 行 定 款	変 更 案
[新 設]	<u>（取締役の責任免除）</u> <u>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の</u> <u>規定により、取締役（業務執行取</u> <u>締役等であるものを除く。）との間</u> <u>に、任務を怠ったことによる損害</u> <u>賠償責任を限定する契約を締結す</u> <u>ることができる。ただし、当該契</u>

	<u>約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</u>
第 27 条 ~ 第 31 条 [条文省略]	第 28 条 ~ 第 32 条 [現行どおり]
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>
第 33 条 ~ 第 35 条 [条文省略]	第 34 条 ~ 第 36 条 [現行どおり]

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上